

○守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

令和7年4月3日
守谷市告示第55号

(趣旨)

第1条 この告示は、再生可能エネルギーの導入を推進するため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、その費用の一部について、予算の範囲内において、守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、守谷市補助金等交付規則（昭和56年守谷町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽光の照射を受けて光エネルギーを電気エネルギーに変換することにより発電された電力を生活に必要なエネルギーとして供給する装置をいう。
- (2) 住宅 市民が自ら居住するために用いる家屋（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。）をいう。
- (3) 対象設備 住宅に新たに設置する太陽光発電システムをいう。
- (4) 低圧配電線 一般家庭用の单相3線式又は单相2線式の配電線をいう。
- (5) 逆潮流 太陽光発電による電力が余ったときに余剰電力を当該電力会社へ送電できる状態をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす対象設備を設置する事業とする。

- (1) 太陽光発電システムの太陽光パネルの合計出力又はパワーコンディショナーの発電出力のいずれかの低い出力が、10キロワット未満であること。
- (2) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流ありで連系していること。
- (3) 電気事業者と太陽光発電システムにより発電した電力受給に関する契約を締結したものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 自ら市内に居住し、又は居住を予定している住宅に太陽光発電システムを設置する者

イ 住宅を販売する事業者等により未使用の太陽光発電システムがあらかじめ設置された住宅を自らの居住の用に供するために購入する者又は住宅を新たに建築し、同時に対象設備を設置する者（以下「住宅購入者」という。）

（２）補助金の交付を受ける者が住宅の所有者ではない場合又は共有者がいる場合は、所有者の設置の承諾又は共有者の間で設置の同意が取れていること。

（３）市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び上下水道料金等を同一世帯に属する全員が滞納していないこと。

（４）守谷市暴力団排除条例（平成２３年守谷市条例第１６号）第２条第３号に規定する暴力団員等に該当しない者

（５）本人及びその者と同一の世帯に属する者が、設置しようとする設備と同種の設備に対し、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の交付額等）

第５条 補助金の交付額は、１設備当たり５０，０００円とする。

２ 補助金の交付は、１住宅当たり１回限りとする。

（補助金の交付申請等）

第６条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、対象設備設置工事の着手予定日の１４日前までに市長に提出しなければならない。ただし、あらかじめ対象設備が設置された住宅を購入又は新たに建築する場合については、住宅の引渡予定日の１４日前までとする。

（１）対象設備を設置する予定箇所の配置図（住宅購入者を除く。）

（２）対象設備を設置する場所を確認できる設置前の写真及び設置予定図（住宅購入者を除く。）

（３）対象設備に係る工事請負契約書等の写し又は対象設備が設置された住宅の売買若しくは新築工事に係る契約書の写し

（４）対象設備の経費が分かる見積書の写し

（５）対象設備の仕様書又は規格等が確認できるカタログ等

（６）所有者又は共有者の承諾書・同意書（自己所有の住宅ではない場合又は共有者がいる場合に限る。）

（７）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定した場合において、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

（変更申請等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに守谷市住宅用太陽光発電システム費補助金変更・中止承認申請書（様式第3号）に変更又は中止の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更の可否を決定したときは、守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更・中止承認（不承認）通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、対象設備の設置が完了したときは、完了した日（対象設備付き住宅の場合は引渡しの日）から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の3月20日（当日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その前日においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律による休日でない日）のいずれか早い日までに、守谷市住宅用太陽光発電システム設置実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）対象設備の設置に要した費用の領収書及びその内訳の写し（住宅購入者の場合は、引き渡しを確認できる書類の写し）

（2）対象設備の保証書の写し

（3）対象設備の設置完了写真

（4）太陽光発電システムの出力が確認できる書類

（5）電力会社との受給契約書の写し

（6）その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、市長から対象設備の設置状況の確認を求められたときは、これに応じなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容及び対象設備の設置状況を調査の上、守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（財産処分等の制限）

第12条 交付決定者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、太陽光発電システムを補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する等の処分（以下「処分等」という。）をしてはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 交付決定者は、処分等に係る市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ守谷市住宅用太陽光発電システム設置に係る処分等承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を守谷市住宅用太陽光発電システム設置に係る処分等承認（不承認）通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（1）対象設備の設置中止の承認を受けたとき。

（2）虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（3）補助金交付の条件に違反したとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、補助金の交付決定を取り消す理由があると認めるとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消したときは、守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金返還命令書（様式第11号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還を求められた交付決定者は、指定された期限内に当該補助金を返還しなければならない。

（協力）

第15条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて対象設備に関する資料の提供や市が実施する調査等の協力を求めることができる。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

設置場所	守谷市
発電出力	k W
総事業費	円（うち消費税等 円）
交付申請額	円
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
対象設備を設置する建物等の種別 （いずれかに○）	1 既存の住宅に対象設備を設置する。 2 住宅の新築に併せて対象設備を設置する。 3 未使用の対象設備が設置された住宅（建売等）を取得する。 （2 又は 3 の場合、入居予定日 年 月）

1 調査に関わる同意

この補助金の交付申請に関し、市税等の収納状況について市が調査することに同意します。

2 申請に係る誓約

私は守谷市暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。

(自署)

添付書類

- 1 対象設備を設置する予定箇所の配置図（住宅購入者を除く。）
- 2 対象設備を設置する場所を確認できる設置前の写真及び設置予定図（住宅購入者を除く。）
- 3 対象設備に係る工事請負契約書等の写し又は対象設備が設置された住宅の売買若しくは新築工事に係る契約書の写し
- 4 対象設備の経費が分かる見積書の写し
- 5 対象設備の仕様書又は規格等が確認できるカタログ等
- 6 所有者又は共有者の承諾書・同意書（自己所有の住宅ではない場合又は共有者がいる場合に限る。）
- 7 その他市長が必要と認める書類

守谷市長

印

年 月 日付けで申請のあった守谷市住宅用太陽光発電システム
設置費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

1 決定区分 ☐ 交付 ☐ 不交付
(不交付の理由:)

2 交付決定額 円

- (1) 対象設備の設置について、内容を変更又は中止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (2) 対象設備の設置が完了した日（対象設備付き住宅の場合は引渡しの日）から起算して３０日以内又は完了した日の属する年度の３月２０日のいずれか早い日までに、関係書類を添えて実績報告書を提出すること。
- (3) 対象設備の法定耐用年数の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する等の処分をしないこと。
- (4) 守谷市補助金等交付規則及び守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更・中止承認申請書

年 月 日付け守谷発第 号により交付決定を受けた守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付について、変更・中止したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更・中止の理由

2 変更の内容

変更項目	変更前	変更後

※ 補助事業内容の変更に伴い、補助金交付申請書に添付した書類が変更となる場合は、変更後の書類を添付すること。

様式第4号（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

守谷市長



守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更・中止承認（不承認）
通知書

年 月 日付けで申請のあった守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金に係る変更・中止について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定区分 ☐承認 ☐不承認
(不承認の理由:)

2 変更の内容

変更項目	変更前	変更後

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

守谷市住宅用太陽光発電システム設置実績報告書

年 月 日付け守谷発第 号により交付決定を受けた補助事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

設置場所	守谷市
工事完了日	年 月 日
発電出力	k W
交付決定額	円
総事業費	円（うち消費税等 円）

添付書類

- 1 対象設備の設置に要した費用の領収書及びその内訳の写し（住宅購入者の場合は、引き渡しを確認できる書類の写し）
- 2 対象設備の保証書の写し
- 3 対象設備の設置完了写真
- 4 太陽光発電システムの出力が確認できる書類
- 5 電力会社との受給契約書の写し
- 6 その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

守谷市長



守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

交付確定額

円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書

年 月 日付け守谷発第 号により交付の確定が通知された
守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）	
口座番号		
口座名義	ふりがな	
	氏 名	

※ ゆうちょ銀行の場合は、記号番号（8桁）ではなく、口座番号（7桁）を御記入ください。口座番号が不明な場合は、ゆうちょ銀行のホームページ又は郵便局で御確認ください。

※ 振込先口座を確認できるものの写し（預金通帳・キャッシュカード等）を添付してください。

※ 申請者と口座名義人については、同一としてください。

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

守谷市住宅用太陽光発電システム設置に係る処分等承認申請書

守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金により取得した対象設備について、下記のとおり処分したいので申請します。

記

1 処分の内容（該当するものを○で囲んでください。）

目的外使用 ・ 譲渡 ・ 交換 ・ 貸与 ・ 廃棄 ・ 担保 ・ その他

2 処分の時期 年 月 日

3 処分の理由

※ 処分の内容が「その他」の場合は、具体的に記載してください。

様式第9号（第12条関係）

第 年 月 日 号

様

守谷市長



守谷市住宅用太陽光発電システム設置に係る処分等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金により取得した対象設備の処分等について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定区分 ☐承認 ☐不承認

2 不承認の理由

様式第 10 号（第 13 条関係）

第 年 月 日 号

様

守谷市長



守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け守谷発第 号により交付決定した守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 交付決定取消額 円

2 取消しの理由

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

第 年 月 日 号

様

守谷市長



守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金返還命令書

年 月 日付け守谷発第 号により交付決定を取り消した守谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還額 円
- 2 返還期限 年 月 日